

定

款

株式会社 エヌ・シー・エヌ

平成 8 年 1 2 月 1 1 日	設立
平成 1 0 年 3 月 3 0 日	変更
平成 1 2 年 5 月 8 日	変更
平成 1 2 年 6 月 2 0 日	変更
平成 1 3 年 5 月 1 6 日	変更
平成 1 3 年 1 0 月 1 7 日	変更
平成 1 4 年 6 月 2 2 日	変更
平成 1 6 年 6 月 1 9 日	変更
平成 1 8 年 6 月 2 4 日	変更
平成 1 9 年 6 月 2 3 日	変更
平成 2 8 年 6 月 1 8 日	変更
平成 3 0 年 1 月 1 5 日	変更
平成 3 0 年 2 月 1 日	変更
平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日	変更
平成 3 0 年 1 2 月 4 日	変更
2 0 2 2 年 6 月 2 5 日	変更
2 0 2 2 年 1 2 月 1 5 日	変更

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エヌ・シー・エヌと称し、英文では New Constructor's Network Co., Ltd. と表示する。また、通称としては、株式会社NCNと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 木材の加工品（柱材、床材、壁材、天井材、家具材、その他）の製造、販売、その代理、仲介、コンサルティングおよび輸出入業務
2. 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、インテリア用品、冷暖房空気調整機器、厨房用品、給排水設備機器の販売、その代理、仲介、コンサルティングおよび輸出入業務
3. 建築請負業およびこれに関する設計、施工、監理業務
4. 不動産の保有、売買、賃貸、管理および仲介、代理、斡旋業
5. 情報収集、情報分析および情報提供業務
6. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
7. 総合リース業および物品賃貸業
8. 有価証券の売買及び保有
9. 融資・債務の保証等の信用供与及びその斡旋
10. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守
11. インターネットを利用した各種情報提供サービス
12. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部につ

いて、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で同法第 423 条第 1 項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、報酬の 3 ヶ年分又は、会社法第 425 条第 1 項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、報酬の 3 ヶ年分又は、会社法第 425 条第 1 項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、監査役会が議案を決定し、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 46 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 48 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。